

大阪府高槻市富田地区における

包摂型のまちづくり

—子ども食堂をはじめとする子どもの居場所づくり事業を中心に—

岡 本 工 介

1. はじめに

本稿では、大阪府高槻市富田地区における一般社団法人タウンスペース WAKWAK を中心とした包摂型のまちづくり実践について実践報告という形式でまとめた。

まず、「一地区一社会的起業」への転換として、これまでの部落解放運動の流れを汲み、新たな方向性として町に住む多様な人々を包摂する仕組みとしての社会的企業による事業実践への転換について述べた。

次に町に包摂を生み出すための実践としてタウンスペース WAKWAK が現在最も力を入れている子ども食堂をはじめとする子どもの居場所づくりについて、農林水産省の子ども食堂の調査結果との比較検討や先行の研究の知見等を参考にまとめた。

近年、日本社会全体の課題となっている子どもの貧困という社会課題の解決に対して、これまでの被差別部落における教育やまちづくりの実践が課題解決に有効であるか否か、特に社会的、経済的な困難を抱える子どもたちの包摂に有効であるか否かを検証した。

検証を進める中、一定の有効性とともにもさらなる検証の必要性も見えた。富田地区における実践の多くは実践知で行ってきたことも多く、今後、町に社会的包摂を実現し、かつ他地域の課題解決の一助とするためには一つ

一つの実践を検証していく必要がある。

本稿を通して、筆者自身、一般社団法人タウンスペース WAKWAK の業務執行理事兼事務局長として実践に携わる一方、当関西大学人権問題研究室の委嘱研究員でもあるという特性を生かしながら、実践と検証の往還を試みた。筆者の力不足のため雑駁な論述かつこれまで実践に力を入れてきたことから研究にはまだまだ不完全な点が数多くあることが否めない。しかしながら、これまで被差別部落が長年培ってきた教育、まちづくりの実践が他地域にとっても課題解決に資することを願い筆を進めたい。

キーワード：社会的包摂、社会的企業、子ども食堂、
コレクティブインパクト、子どもの貧困、
地域共生社会

2. 社会的包摂を目指すまちの仕組みへの転換と地域性

(1) 社会的包摂を目指すまちづくり

—タウンスペース WAKWAK の設立—

一般社団法人タウンスペース WAKWAK は、「すべての人に居場所と出番がある社会」「すべての人が SOS を発信でき、互いに支え・支えられる社会」「新しい公共の主体としての自立・参加・協働による地域社会の再生とつながりのある社会」を理念として 2012 年に設立した。当法人は、ともすれば社会から孤立させられている人たちに光をあて、「排除ではなく社会的包摂」のソーシャルインクルージョンのまちづくりをめざしている。そして、子どもから高齢者までのセーフティネットの仕組み作りを行う非営利型の一般社団法人という形態をとっている。

法人としては設立 6 年目ではあるが、1994 年から高槻市富田地区を中心に「受ける福祉から担う福祉・共に創る福祉」を合言葉に「新たな福祉と人権・協働のまちづくり」に 20 年以上取り組んできた。さらに振り返れば

部落解放運動による永年の歴史がその根幹にある。このことにより地元自治会や地域団体、公的機関、学校、企業などおよそ30団体以上との連携があり、地域にある多様な社会資源とのつながりやネットワークを持っていること、現在、大学生から地域住民まで多種多様な100名以上のボランティアに支えられているのも特徴である。

(2) 高槻富田地区の地域性と法人の役割

活動の中心的フィールドとなる高槻市富田地区は約750世帯の被差別地域を含み、部落解放運動が存在する地域でもある。

地域には様々な課題が存在している。とりわけ、被差別地区にはより明確に様々な社会的矛盾が現われている。筆者は、およそ20年近くネイティブアメリカンの居留区での生活や黒人が集住するエリアを訪れたがそこにも共通するものがあつた。それは、「マイノリティには社会の縮図として様々な社会課題がいち早く、継続して、深刻に起こる」ことだつた。それは日本において被差別部落がその状況と重なる。これらの状況は高田(2015)が述べる今日の部落が社会的排除・貧困が集積する空間になりつつあるという考えと重なる。必要なのはその地域において「SOSを発信できない人を見捨てない」という法人の姿勢と「差別と全般的不利益の悪循環」の課題解決のための実践だ。

その一方で地域には「人権」という基盤が根づき、様々な人的・物的な社会的資源がある。これらの資源をネットワークでつなぎ生かしきるマネジメント機能「人がつながる地域コミュニティの再生」こそが法人としてのタウンスペース WAKWAK に求められている役割と言っても過言ではない。

(3) 「一地区一社会的起業」への転換

一包摂型のまちづくりと5つの方向性一

まちには多様な人たちが存在する。子どもから高齢者、障がい者、ひと

り親家庭、被差別部落住民、海外にルーツをもつ人々など多様な人々が生活している。まちづくりにおいて、長年の人権文化の財産を引き継ぎ、次の方向性として社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）をテーマに掲げた。ここでは、制度や教育現場、地域でもすればこぼれおちがちな社会的弱者の支援の仕組み（セーフティネット）を創ることを主軸としている。言い換えればこれまでの部落解放運動が培ってきた社会的弱者を支えるノウハウを被差別部落住民のみならず町に住む多様な社会的弱者を支える仕組みへと広げた。そして、地域住民自らがまちの様々な課題を解決するための主体となり、事業実践として解決を図ろうとする仕組みへの転換を行った。

その運営を行う組織の在り方として社会的企業というスタイルをとった。「社会的企業」とは、社会課題を解決することをミッションに据えながらも一方で企業として事務所経費、人件費などが循環する仕組みである。社会的企業という組織形態を選択した背景には昨今の大阪府下の人権施策の激変がある。2002年以前の同和対策事業においては人権施策の推進は行政責務であるという法律のもと行政の直営で施策が行われてきた。その後、一般施策のもとで地域によっては行政責務を残しつつも指定管理者制度や人権施策の業務受託などの行政との協働により人権施策の推進が行われてきた。しかしながら、昨今の大阪府下のまるでなを振り下ろすような行財政改革や社会的弱者を切り捨てる施策により、これまでの実践が後退させられ大きな打撃を受けることとなった。そのような大阪府下の危機的な状況のもとで、いかに長年の実践を継承し発展してゆくのかというまさに生き残りそのものをかけ見出した形態が社会的企業であった。そこには、その時々々の政治状況に左右されない法人をつくるという地域の決意がある。そのような転換ののち、2018年現在、当法人においては生活困窮家庭をはじめとした様々な課題を抱える子ども達を対象とした社会貢献事業を主としながらも行政からの委託を受けず、すべての事業を自主事業費および企業等民間の助成金、寄付金等で運営している。筆者自身、法人の経営者と

して現在、公的支援を受けずに事業を行っていることについては、利点ばかりではないと考えている。それは本来、人権施策や困窮者支援は行政の責務であると考えているからである。そのため現在の事業運営の財源の在り方はあくまで政治状況によるそうせざるを得ない状況により選んだ選択であり、それは本来あるべき姿ではないと考えていることを付け加えておく。

次に組織の方針について述べる。まず、方針として①持続可能な受け皿づくり②実践先行型・地域発信型③中学校区のセーフティネットの構築④マンパワーの発掘⑤多職種連携という5つの方向性を掲げた。

組織の方針の①持続可能な受け皿づくりに力を入れたのは事業内容が居場所づくりであることが大きい。子ども食堂などの居場所機能を有する場をつくる際、その場が一過性のものでなく子どもが継続して参加できる持続可能な受け皿であることが必要となる。そのことから社会的企業というスタイルをとり社会貢献事業を支えるための収益事業を一方で立ち上げ運営を行っている。

次に②実践先行型・地域発信型では、先に述べたように被差別部落には社会課題がいち早く表れることから、その地域やそこにすむ子どもをはじめとした住民の実態から先に実践を生み出し、かつその実践を地域から外へと発信することで制度整備につないでいくというスタイルである。この間、事業に対するNHK全国放送等の取材の受け入れや新聞記事への掲載等も地域から広く実践を広めていくためでもある。

③中学校区のセーフティネットの構築では、これまでの同和対策事業において、中学校区の二つの小学校のうちの一つの小学校のかつ一部の住民が対象であった。そこで培ってきた社会的弱者を支えるノウハウを中学校区の様々な人々を支える仕組みへと広げた。中学校区を対象エリアとして定めたのは、一つには、住民に身近な圏域「日常生活圏域」として最適と考えた点、もう一つには、広げすぎるとそこで新たにとりこまれる層が生まれることを避けるという点の両面から最適と考えたからである。

④マンパワーの発掘では、従来から地域における教育やまちづくりの活

動に携わってきた地域住民や学校教員、保育所のOB・OGに加え、近隣の大学と連携しながら次世代である大学生が当法人の様々な事業に携われるようつないでいる。

最後の⑤多職種連携では、これまでの成果として地域・家庭・学校・行政のネットワークはあった。それを子ども食堂等の事業を通じて、大学、企業にも広げることで地域・家庭・学校・行政・大学・企業などの多職種のネットワークの構築につないだ。そのことから、当法人ですべての課題の解決をするのではなく、あくまでマネジメントの拠点であり、全体をつなぐ中間支援組織としての役割を担うことで様々な事業を連携・協働のもと実施している。

(4) 子どもから高齢者までを支える仕組み

具体的な事業として3つの柱建てをしている。富田地区の公営住宅は、古い棟で築50年を過ぎ老朽化が進んでおり、全面建て替えが決まっている。この建て替え計画も含めた、地域福祉のグランドデザインをつくる事業が1つ目。

2つ目は生きがいと居場所づくり事業。法人の事務所がある一角は、社会福祉法人つながりが運営する知的障がい者福祉事業所サニースポット、高槻市立富田ふれあい文化センター（隣保館）、同富田青少年交流センターなどのまちづくりにかかわる施設が集中している。これらの既存施設を社会的資源として積極的に活用している。

障がいの有無を超えてアートでつながる「ボーダレスアート事業」では、月に2回、青少年交流センターでアート教室を開いている。

現在、最も力を入れているのは3つ目の子どもの歩みバックアップ事業である。まず2014年に生活困窮者自立支援制度を先取りし、生活困窮家庭など様々な課題を持つ子どもたちへの学習支援事業を始めた。2017年、そこで見えてきた子どもたちの課題から二つの子ども食堂を始めた。それは子どもの貧困という現在の社会課題の解決に向けた事業の一つである。

3. 子どもの貧困を地域、家庭、学校、行政など 多職種の連携で解決する

(1) 子どもの貧困という社会課題

子どもの貧困について2015年に厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」によれば、子どもの貧困率は13.9%、特に一人親世帯の子どもの貧困率が50%を超えてOECD諸国の中でも最も高い数値であった。また、国立大学法人お茶の水女子大学の平成25年度全国学力・学習状況調査によれば、世帯所得が高いほど学力が高く反対に世帯所得が低いほど学力が低いという相関関係がデータで示された。また、世帯所得が最も低いグループの子ども（小学6年生）と、最も高いグループの子どもの算数及び国語のテストの正答率の間には、約20ポイントもの開きがあったとされている（国立大学法人お茶の水女子大学，2014）。これら世帯所得と学力の相関関係は富田地域において子どもの貧困が日本全国の課題となる以前から大阪大学をはじめとする研究者により指摘されていたことだった。マイノリティには社会の縮図として「様々な課題がいち早く、継続して、かつ深刻に起こる」と先に述べたように、以前被差別部落において課題となっていたことが日本社会全体の課題となっているとも言える。

(2) 子どもの居場所づくり事業—学習支援と2つの子ども食堂

そのような子どもの貧困の解決の一つとして当法人では、生活困窮をはじめ様々な課題をもつ子どもたちを対象に学習支援活動や二つの子ども食堂を運営している。まず2014年に生活困窮者自立支援制度を先取りし、生活困窮家庭など様々な課題を持つ子どもたちへの学習支援事業を始めた。そして、2017年に学習支援と並行して「共生食堂」と「ケア付き食堂」の二つの食堂を始めた。湯浅（2017）によると、子ども食堂の形態は「多くの人たちが交わる交流拠点のイメージ」としての共生食堂と「一緒に食卓を囲むことを通じてつくられる信頼関係を基礎に、家族や学校、進路につ

いての子どもたちの生活課題への対応を旨とされるケア付き食堂の二つに分類されると述べられている。当事業では、この二つの類型の子ども食堂を学習支援と並行して運営し、かつコミュニティソーシャルワーク事業と連動させている。

一方の子ども食堂はケア付き食堂として週に1回行っている。学習支援教室やケア付き食堂には生活保護受給世帯、家庭に様々な背景を抱える小中学生も参加しているが、そのような困難を抱える子どもたちをクローズドの中で支える取り組みである。

もう一方の子ども食堂は共生食堂として年に3回イベント的に行い、地域、家庭、学校、行政、大学、企業というセクターを超えた多職種30団体の協働により実施している。



【写真1】 学習支援



【写真2】 ケア付き食堂

(3) 困難を抱える子どもたちの包摂の仕組み—本当に来てほしい子どもたちが来られるために—

このような事業をするとき、「本当に来てほしい子どもたちがなかなか来

てくれないんです。」という声を視察受け入れや講演の中でよく聞く。

2018年に農林水産省が発表した『子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集』によれば、活動目的として86.5%の子ども食堂が「生活困窮家庭の子ども居場所づくり」を意識しつつも、実際には42.3%の子ども食堂が来てほしい家庭の子どもや親に来てもらうことが難しいと感じており、子ども食堂の運営に対する主要課題の1位となっている。

いわゆる「来てほしい子どもたち」が参加できるためにどのような仕組みが必要だろうか？ この課題の解決のため当法人では、①スティグマへの配慮、②専門性を伴った支援者の関わり、③伴走型支援による参加促進、④広報の工夫、⑤効果的な個人情報の共有を行っている。これらは地域における長年の実践知を生かしながらも今の時代に合わせたノウハウである。

①スティグマへの配慮では、2つの子ども食堂を同じ地域で開催することで、生活困窮等をはじめ様々な課題をもつ子どもたちからそうでない子どもたちまで、地域に住むすべての子どもたちが参加できる仕組みとしている。このことにより子ども食堂＝貧困の子どもたちが行く場所だというスティグマが起こらないよう配慮している。

②専門性を伴った支援者の関わりでは、2つの類型の子ども食堂それぞれの支援者の関わり方を分けて行っている。具体的には共生型の食堂では多職種さまざまな地域団体や大学生などのボランティアが関わられる仕組みとしている。一方、ケア付き食堂においては、「同じ時間に同じ顔の大人が関わる」ことを大切にしている。このことから、関わる支援者は限定し、社会福祉士や保育士、元学校教員、元学校教員、民生委員、学生も将来福祉や教員を目指す学生など一定の専門性もち、かつ継続して関わるメンバーに固定している。その理由の一つは、時間をかけ子どもたちとの信頼関係をつくるためである。様々な背景を持つ子どもほど心を開くまでには時間がかかる。その信頼関係を築くには一朝一夕にできるものではなく、それ相当の時間が必要だからである。もう一つの理由は、この場が「ケースの発見→相談→支援につなぐ」ことを大切にしているため関わる支援者の

専門性や関わり方の姿勢が問われるためである。この場にかかわる支援者の一貫した特徴として「あえて指導をしない」ということを徹底している。ここにくる子どもたちの中には学校や社会で生活指導や言動について注意を受けている子どもたちも存在する。学校や家庭とも違った機能をする地域にある第3の居場所が同じ機能をしてしまうと、子どもたちが行き場を失ってしまう。そのため子どもたちがそのままの姿を見せても注意されず安心して過ごせることを大切に、そこで垣間見える子どもたちの日々の微細な変化をキャッチし、課題解決につないでいる。それは柏木（2017）が子ども食堂における困難を抱える子どもの参加と促進条件として挙げている福祉の実践知・専門知の豊かな支援者たちが、支援者間の力量形成を促しつつ子ども食堂に取り組んでいるという指摘や支援者が、学校や家庭とは異なる第3の場で、子どもたちがどのような声でも出せる親密圏を創出しようとしているという指摘と重なる。

③伴走型支援では、地縁をもつ支援者や学校からの双方の働きかけにより「来てほしい子どもたち」を参加につないでいる。当法人の職員やボランティアの中には長年地域の教育活動や福祉に携わってきた者が多い。そのことにより、子どもたちの両親のみならず親戚関係との関係性があり、その家庭の背景もつかんでいることが多い。また、法人の事務所そのものが地域の多くの人たちが日々立ち寄れる場であり、様々な相談の拠点となっていることも特徴だ。その地縁と拠点の強みを活かし、地域で活動をする中で気になる子どもたちの情報を得た際に地縁のある支援者から声掛けをし参加につないでいる。これら地縁を持つ支援者の特徴としてこれまでの経験に裏打ちされた実践知がある。白波瀬（2017）によれば、生活困窮者の地域支援に関しては、経験に裏打ちされた実践知が、生半可な専門知より有効な場合があると述べるように、これまでの永年の実践の積み重ねが支援に活かしている。また、幸いにも永年の学校との連携から様々な背景を抱え、気になる子どもたちへ学校の教員が働きかけを行う。学校の教員は日々の子どもたちの様子のみならず、その家庭の経済状況、家庭背景な

どをつかんでいることも多く、データとしても持っている。その教員も子どもたちに伴走して共に参加をしてくれることで子どもたちが安心して定着するようつないでいる。この地縁のある支援者、学校との連携による双方からの働きかけにより「来てほしい子」に参加につないでいる。

④広報においても工夫している。共生食堂や学習支援は学校の協力を得て中学校区の全児童に配布している。一方、ケア付き食堂についてはあえて法人や学校関係者のみに配布している。それは、広く広報を行った際にこういう取り組みが大切だと感じる「アンテナが高い層」が参加し、そもそも「情報が届きにくい層」＝「本当は支援が必要だけれど届きにくい層」が参加できなくなるためだ。これは、日本学術会議社会学委員会社会福祉学分会の「社会的つながりが弱い人への支援のあり方について」でも社会的つながりの弱い人のニーズ特性として声を奪われ（VOICELESS）支援ニーズが表明できないと述べられているように単に事業のちらしを配布するだけではこのような層へ支援はつながりにくい。したがって、ケア付き食堂においては意図的に広く広報せず、先に述べた伴走型支援により、地縁のある支援者、学校の双方からの積極的な働きかけを行い参加につないでいる。

最後に子どもの支援の際、④効果的な個人情報共有を図ることで多職種連携による包括的な総合支援につないでいる。

（４） 包括的な総合支援体制づくり

学習支援教室やケア付き食堂においては当法人のコミュニティソーシャルワーク事業とも連動させ、効果的な個人情報共有を図りながら多職種の連携により生活保護受給世帯、家庭に様々な背景を抱える小中学生を支援している。

近年、厚生労働省により「地域共生社会」の実現が掲げられた背景の一つとして、複合的な課題を抱える人・世帯への対応に限界が生じているという地域社会の課題が浮き彫りとなっている。地域共生社会の実現におい

ては「我がごと、丸ごと」が謳われ、公的支援の縦割りから丸ごと支援が求められている。しかしながら、現実には特に民間と公的機関の連携において課題が少なからずある。日本学術会議社会科学委員会社会福祉学分会の「社会的つながりが弱い人への支援のあり方について」によれば「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部は、対象者の属性ごとの縦割りの弊害を指摘し、分野を問わない包括的な相談支援体制の実施を提唱しているが、多くの法律、制度、事業は、分野ごとの縦割りのままである。と指摘されている。また、2018年に農林水産省が発表した『子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集』によれば、子ども食堂の運営者の17.2%が「学校・教育委員会の協力が得られない。」、12.8%が「行政の協力が得られない。」と回答した。住民の協力が得られないと回答した子ども食堂に比べ、学校・教育委員会や行政の協力が得られないと回答した子ども食堂が数多く存在し、運営における主要課題の4位となっている。そのような中、2018年6月に厚生労働省が都道府県、指定都市、中核市に宛てた通知では、困難を抱える子どもへの貴重な機会として子ども食堂の意義を認め、積極的な協力を求めている。

この取り組みはそれらの課題の解決に資するための一実践の提案でもある。この事業では、図1で示すようにおよそ2か月に1回定期的に当該小中学校と連携会議を行っている。そこでは子どもたちの日々の様子や学力状況、生活上の困りごとに至るまでかなり個人情報に踏み込み共有する。また、かかわる子どもの中には、ひとり親家庭でかつ生活保護受給家庭、虐待のケースを抱えるというようないわゆる複合的な課題を抱える世帯もある。その際に、地域共生社会の実現で提起されている公的支援の縦割りである学校だけ、公的機関だけ、地域だけの点の関わりでは解決が難しい状況がある。そのためそのような世帯の課題解決のため学校・地域・公的機関というフォーマル・インフォーマルの機関がケースカンファレンスを通して一堂に会し、世帯丸ごとの支援につなぐことで包括的な相談支援体制を構築し、それぞれの場でできる重層的な支援につないでいる。もちろ

ん、そこには個人情報保護の課題があることから、法人で個人情報保護規定を定め、かつ事業参加にあたって保護者、受講者の面談を行い、個人情報の共有についての説明をし、保護者から個人情報共有の承諾書を提出いただいている。また、親子面談も行い、保護者が子育てにおいて困っていることやお子さんの状況に至るまでをお聞きしている。そのことで個別の子どもたちの状況や背景を把握した上で支援にあたっている。

柏木（2017）によると、子ども食堂は、食に焦点をあて、食べ物に関する物質的剥奪を防ぎ、バランスのいい食事を作ったり食卓を囲んだりといった行為を通じて文化的剥奪を回避し、そこでのかかわりを通じて関係的剥奪を克服しようとするものと解釈できる。こうした子ども食堂の取り組みは、社会的剥奪・排除に対置される概念としての社会的包摂の実践型といえるだろう（46項）、と述べられているように、当事業を通じてケースを発見、相談につなぎ、総合的な支援を長期的に行うことで、困難を抱える子どもたちを包摂するための仕組みとしている。また、これまでの長年による被差別部落における実践を現在の社会課題の解決に活かしているプロセスは高田（2015）が述べる、今後は「子どもの貧困対策」という政策枠組みのもとで、社会的包摂の実現と貧困の解消がめざされる必要があるという考えにも通ずる。

この事業を通じ地域の中で「声なきSOS」「制度からともすればこぼれ

（図1） 連携会議やケースカンファレンスの関連機関との協働

	開催時期	協働団体等
連携会議	2か月に1回の定期開催	<ul style="list-style-type: none"> 高槻市立第四中学校・赤大路小学校・富田小学校 高槻市立富田青少年交流センター（青少年施設） 一般社団法人タウンスペース WAKWAK
ケースカンファレンス	必要に応じて随時開催	上記の組織に加え、困りごとの発生や虐待等必要に応じて家庭をまるごと支援するため関係機関と協働 <ul style="list-style-type: none"> 高槻市地域教育青少年課（社会教育）、生活福祉支援課、高槻市社会福祉協議会、スクールソーシャルワーカー、高槻市立富田ふれあい文化センター、同富田青少年交流センター、高槻市子育て総合支援センター、大阪府吹田子ども家庭支援センターなど

おちがちな層」を発見し支援につなぐことで社会的孤立を超え社会的包摂を生み出そうとする営みそのものでもある。

(5) 地域社会全体にうねりを起こす共生食堂

ーコレクティブ・インパクト（セクターを超えた多職種連携）ー

一方、共生食堂として年におよそ3回イベント的に行っている子ども食堂は地域、家庭、学校、行政、大学、企業というセクターを超えた多職種の協働により実施している。

その協働の発想の元には「コレクティブ・インパクト」という考えがある。

コレクティブ・インパクトとは、立場の異なる組織（行政、企業、NPO、財団、有志団体など）が、組織の壁を越えてお互いの強みを出し合い社会的課題の解決を目指すアプローチのことを言う。

2011年、John KaniaとMark KramerがSSIR (Stanford Social Innovation Review) で発表した論文『Collective Impact』で定義された言葉であり、個別アプローチにするだけでは解決できなかった社会的課題を解決する新たな試みとして発表された。論文においてコレクティブ・インパクトで成果を出すためには以下の5つ要素を満たすことが重要と規定している。

1. 共通のアジェンダ: 全ての参加者がビジョンを共有していること。
2. 評価システムの共有: 取り組み全体と主体個々の取り組みを評価するシステムを共有していること。
3. 活動をお互いに補強しあう: 各自強みを生かすことで、活動を補完し合い、連動出来ていること。
4. 継続的なコミュニケーション: 常に継続的にコミュニケーションを行われていること。
5. 活動を支える組織: 活動全体をサポートする専任のチームがあること。

ここにも挙げられているように、この取り組みでは共通のアジェンダとして「ひとりぼっちのいない町づくり」(社会的孤立を超えること)をビジョンとしている。そして、図2で示したような地域、家庭、学校、行政、大学、企業など分野の違う多様なセクターが各自の強みを生かしている。具体的には、取り組みの中で地域ボランティアグループの調理への参画や元保育士による親子対象の子育て講座の運営、子ども貧困の課題となっている口腔破壊の予防としてサンスター株式会社より歯ブラシの無償提供を受け、歯科衛生士の指導のもと歯磨き講座を行った。また、地元の小学校、中学校の生徒も社会参画の授業の実践発表や当日の運営を行った。そこでは、町に様々な社会資源があってもつなぎ役や活動を支える組織、つまり中間支援組織がなければ有機的につながらないことから、当法人が協働を生み出すマネジメントの要として携わり、地元自治会をはじめ民生委員やボランティア団体、社会福祉協議会などの地域組織やNPO、近隣の大学の研究者や大学生の参画、地元の企業からの協賛を得て実施している。

このように30団体を超える多職種それぞれのセクターが「ひとりぼっちのいない町」(社会的孤立を超える)をゴールに据え参画することで社会全体の子どもへの貧困に対する理解の促進や地域社会全体の変化につないだ。

これらの取り組みは先進的な事例としてNHK全国放送「地域魅力化ドキュメントふるさとグングン」にも2年続け取材を受け放映された。



【写真】 共生食堂

(図2) 共生食堂の際の協働先

セクター	協働団体等
○地 域	・地元自治会、民生委員、高槻市社会福祉協議会、社会福祉法人つながり、ボランティアグループ
○NPO	・認定NPO 法人ふーどばんく OSAKA、NPO 法人つむぎの家、NPO 法人ニュースタート事務局関西
○大 学	・大阪人間科学大学、平安女学院大学、関西大学、常磐会短期大学、桃山学院大学
○行 政	・高槻市立富田ふれあい文化センター
○企 業	・サンスター株式会社、高槻地区人権推進員企業連絡会等 ※一般社団法人タウンスペース WAKWAK が協働のつなぎ役として実施
学 校	・高槻市立第四中学校・赤大路小学校・富田小学校 公教育の総合学習の時間に地域の様々な人から聞き取りを行い、子どもたち自らが「まちの温度計をあげる」取り組みとして、地域に参画（社会参画）。その授業の実践発表や食堂当日の運営や司会を行う。

4. 地域共生社会を見据えて

富田地域の特性として、次の風をつかみながらカタチにする文化がある。そこには、古くから行商や芸能に携わってきた人たちの文化が起因している。行商では北は北海道、南は九州まで草履やわら細工など時代に合わせ売れるものを見出し商売にすることで生業としてきた。そこには、次の流行を見出す「先見の明」が不可欠であり、まちづくりにおいてもその文化は今も根づいている。

今、現在、時代に合わせた次の風として厚生労働省が謳っている「地域共生社会の実現にむけて」という考え方を捉えている。その風をつかみ、地域が長年培ってきた財産をかけ合わせ枠組みの進化を考えている。具体的には地域の財産としてある①弱者を切り捨てない文化 ②地域・家庭・学校・行政の連携文化 ③差別解消の取り組みの蓄積を活かしながら、子どもから高齢者までを地域で支える仕組みへ進化を目指している。

5. おわりに

以上に示したように、タウンスペース WAKWAK は、地域支援の中で町に生きる多様な人々、この数年は中でも子ども分野を中心として実践を行ってきた。そこでは、すべての子どもたちを中心に、とりわけ制度や社会から排除に陥りがちな困難を抱える子どもたちをどう包摂できるのか、換言すれば社会的孤立を超え「共生」を図ることが出来得るのかを実践を通して行ってきた。

その実践の根底には、部落解放運動の長い歴史があり、その被差別部落が培ってきた教育やまちづくりの実践がある。特に子どもの居場所づくりの取り組み、とりわけ学校、福祉関連機関と地域の連携により社会的不利を抱える子どもたちの支援につなぐ実践には、これまでの同和教育の実践の積み上げがある。それらは、高田（2015）が述べる2013年6月、「子どもの貧困対策推進法」が制定され、2014年9月には貧困対策の大綱が閣議決定された。法律と大綱では、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援、調査研究を対策の柱としている。教育の支援に関しては「学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開」（大綱）の課題として、学校教育における学力保障、福祉関連機関等との連携、地域における学習支援、高等学校などにおける就学継続のための支援をあげている。この法律と大綱は、2000年代の後半以降、大きな社会問題となった「子どもの貧困」への包括的な対策をしめすものであるといえる。上で挙げた課題は、実のところ、いずれも同和教育においては古くから取り組まれていた課題である。（24項）と述べられているように、これまでの実践が今の社会課題の解決にも生かせると言える。

また、これらの実践は、NHK 全国放送の取材や新聞記事への掲載や年間20件以上の富田地区への視察の受け入れや日本各地40件以上の講師派遣などを通じて一定の評価と他地域の課題解決に繋がってきた。

しかしながら、今後の課題としてこれらこれまで実践知で行ってきたも

のを検証していく必要がある。

同高田（2015）が述べるかつての同和対策や同和教育は、社会的排除・貧困の克服をめざして行われた巨大な社会実験であった。だが、行政施策や教育実践の成果や課題の検証は、これまで充分に行われてきたとはいえない。と述べるように富田地域の実践も多くは実践知で行ってきたものが多く、今後検証の余地は多分にある。また、それらの検証を進めることで現在の様々な社会課題の解決のためのヒントが数多く秘められていると言えるだろう。

○ここで紹介している事業はNHK 地域づくりアーカイブスからご覧いただけます。

(<http://www.nhk.or.jp/chiiki/program/180422.html>)

○初出『地域包括支援・総合相談事例集』追録第72～74号（第一法規株式会社、平成30年9月30日発行）を加筆・修正

（参考文献）

中野陸夫，中尾健次，池田寛，森実『同和教育への招待』解放出版社，2000年。

池田寛『地域の教育改革—学校と協働する教育コミュニティ』部落解放人権研究所，2000年。

高田一宏編著『コミュニティ教育学への招待』解放出版社，2007年。

阿部珠理『アメリカ先住民の精神世界』NHK ブックス，1994年。

国立大学法人お茶の水女子大学『平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究』2014年。

湯浅誠「反貧困」岩波新書，2008年。

湯浅誠『「なんとかする」子どもの貧困』角川新書，2017年。

柏木智子『「子ども食堂」を通じて醸成されるつながりの意義と今後の課題』立命館産業社会論集（第53闊大3号），2017年。

高田一宏『社会的排除と教育—部落の児童・生徒の実態から—』佛光大学総合研究所共同研究成果報告論文集「大学と地域の協働による共生のまちづくり，2015年。

日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会『社会的つながりが弱い人への支援のあり方について—社会福祉学の視点から—』2018年。

農林水産省『子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集～地域との連携で食育の環が広がっています～』，2018年。

白波瀬達也『貧困と地域』中公新書, 2017年。

高田一宏, 「大学と地域の協働による共生のまちづくり」 佛教大学総合研究所共同研究成果報告論文集, 2015年。

John Kania, Mark Kramaer 『Collective Impact』SSIR (Stanford Social Innovation Review), 2011年

